

アプローチレター



平成28年4月号NO.13

三日見ぬ間の桜（みっかみぬまのさくら）ってことわざをご存じでしょうか？
たった三日間見ない間に、つぼみであった桜は満開になり、満開の桜はすぐに散ってしまう。

⇒ 物事は僅かな間にどんどん変化する。この世は儚い。

アプローチはお客様との一瞬、一瞬を大切にしております！

皆さん、今年も桜の一つ一つの変化を楽しみ、満開を見逃さないように♪



アプローチレター製作委員会

【インデックス】

- | | |
|-----------------------------|------|
| 1. コラム ~当方代表が交代で書きます・語ります!~ | 加藤 聡 |
| 2. 特集「マイナンバー制度について」 | 曾 雌 |
| 3. アプローチ相談室 | 伊 藤 |
| 4. THE法務局調査 | 小 田 |
| 5. アプローチ女子会 | 西 田 |
| 6. アプローチからのお知らせ | |
| 7. アプローチ外部講師派遣のご案内 | |
| 8. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内 | |

【担当】

加藤 聡
曾 雌
伊 藤
小 田
西 田

1. コラム 「人工知能（A I）」

最近の新聞に、オックスフォード大学の論文で10年後、人工知能（A I）に取って代わられる可能性の高い職業のリストが載っていた。中には、パラリーガル、弁護士助手、ローン融資担当者、保険業者、測量技術者 等々「正確性を要求される」「単純作業・マニュアル化しやすい」「システム化することで計算、算出できる」職業があぶないらしい。

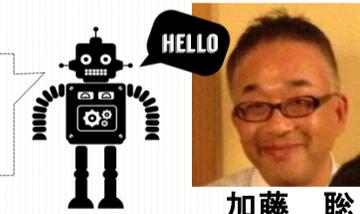
そういえば数年前にテレビでアメリカの大手弁護士事務所のドキュメンタリーが放送されていた。その内容といえば、大きなビルのワンフロアーに100人ぐらいの弁護士が一日中パソコンの前に座り、ひたすらキーボードをたたき判例等を検索している姿が映し出されていたのを覚えている。まるでどこかのコールセンターかと思間違う風景だった。一部の花形弁護士以外は法廷に立つこと無く、完全に分業化されてしまっていた。ところで、A I にとって「過去の判例を持ってくる」ということは最も得意とする分野らしい。あのフロアーにいた弁護士たちの10年後を想像すると少し恐ろしくなりますね。

さて、我々司法書士業界もひとつとでは無く、近い将来人工知能を備えたロボットが出現し、活躍する日が来るかも知れません。能力的にはそもそも人間は勝負になりませんので、人件費よりロボット君のほうが経費がかからなくなれば大手事務所はこぞってヒトからロボットへとシフトしていくことでしょう。司法書士法も改正され、司法書士1名につきロボット君3体まで補助者登録OK！ ロボット君も不動産取引（決済）の立会いをしてもOK！ という時代が来るかも？

ある日の銀行の応接室の風景です。

「司法書士法人アプローチ 決済君1号（仮称）とモウシマス。
本日ハ ドウゾヨロシクオネガイイタシマス。」

という声が聞こえてくるかも？ ちょっと見てみたい気がしますね！



加藤 聡

2. 特集 「 マイナンバー制度について 」

担当 曾雌 忠司

皆さん一度は聞いたことがある言葉ですよね、でも、そもそも「マイナンバー」って何なの
でしょうか？

よく耳にはするけど、実際何に使うか良くわからないし、そもそもいらないという方もいら
っしゃるのではないのでしょうか。

そんなマイナンバーについて今回はお知らせしたいと思います。



1 マイナンバーとは？

マイナンバーとは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する
社会基盤です。

○行政の効率化…さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に
削減。

○国民の利便性…添付書類の削減等、行政手続きが簡素化され、負担が軽減。

○公平・公正な社会の実現…負担を不当に免れることや給付を不正に受取ることを防止すると
ともに、本当に困っている人に必要な支援を行なえる。

平成27年10月から順次、住民票を有する全ての方に12桁の番号が通知されており、平成28年
1月からは、マイナンバーカードの交付が開始されています。

この番号は原則、一生使うこととなります。

2 マイナンバーの利用場面

では、このマイナンバーいつどこで利用するのでしょうか。

⇒社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーを利用することとなります。

例えば、次のような場面でマイナンバーが必要となります。

- 年金、雇用保険の資格取得や確認、給付
- 生活保護・児童手当その他福祉の給付の手続き
- 公共職業安定所（ハローワーク）の事務
- 税務署等に提出する確定申告書や各種届出書・調書への記載



また、勤務されている方であれば勤務先に、金融資産をお持ちの方は、証券会社や保険会社に
マイナンバーを提出する必要があります。

3 マイナンバー制度のメリット

マイナンバー制度は私たちの生活において、どんなメリットがあるのでしょうか？
ここでは、以下の3つについてご説明いたします。

1. 手続きの簡略化。

社会保障・税分野において統一の番号が出来、役所間の情報共有が容易となることにより、
今まで複数の役所での手続きが必要だったものが、1つの役所での手続きで済む場合が
あります。

例) 国民年金保険料免除の申請の際、市区町村や公共職業安定所から取り寄せていた
必要添付書類を取り寄せる必要がなくなります。

(年金事務所が関係機関へ照会し確認できる為。)

2. 個人にあった情報が受け取れる。

個人のポータルサイト「マイナポータル」が開設され、自分にあった必要な情報（予防接種、受給できる手当や年金、介護に関する情報）を受け取ることが出来ます。

また、自分の情報がどう保有され、利用されているかの確認もできます。

3. 災害時での活用。

災害が起きた場合、自治体は必要に応じて、個人の健康・介護保険の利用状況などを確認し、要支援者リストの整備が行ないやすくなります。

また、災害後の支援金の給付についても個人の資産状況・健康状態を把握した上で、これまで以上に適切な給付ができるようになります。

4 マイナンバー制度のデメリット



では逆に、マイナンバー制度によるデメリットはどんなものがあるのでしょうか？
以下の2つが懸念されています。

1. 個人情報の流出

個人情報を一元管理することによって効率よく確認できる反面、大量の質の高い個人情報が流出する危険性があります。

マイナンバー制度では個人情報を従来どおり分散管理としていますが、内部の管理者に悪意が生じれば、簡単に流出させることが出来ます。

2. なりすまし

マイナンバーが漏洩した場合、本人になりすまし、不正行為等の危険性があります。

マイナンバーのみの漏洩については、今後1, 2年の間での大規模な被害は想定しづらいですが、通知カードやマイナンバーカードそのものが盗用された場合は、影響が大きいと考えられます。

5 マイナンバーと司法書士

司法書士業務においてもマイナンバー制度との関連はあります。
代表的な書類の取扱いについては以下のとおりとなりますので、ご注意ください。

○通知カード

本人確認書類として使用できません。



○マイナンバーカード

本人確認書類として使用することが出来ます。また、権利書が無い場合の本人確認書類（1号書類）としても使用できます。司法書士がマイナンバーカードの写しを頂く際は、表面のみをコピーを頂きます。裏面はマイナンバーが記載されておりますので、写しを頂くことは出来ません。



○住民票

登記の添付書面として住民票をお預かりする場合、マイナンバーの記載のある住民票はお預かり出来ません。

また、マイナンバーの記載部分をマスキング（墨塗り）したものは登記の添付書面として使用することが出来ません。

尚、住民票へのマイナンバーの記載は、申出がない限りされません。

6 最後に

マイナンバー制度は出来たばかりの制度です。
今後、適用範囲も広がり、運用の仕方も変わっていく可能性があります。
正しい知識と十分な情報管理で付き合っていきましょう。



3. アプローチ相談室

～皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします～

Q. 今度、会社を設立する予定です。
法人にもマイナンバーがあると聞きましたが、
何か申請を必要とするのでしょうか？

担当：伊藤 泰三



A. 申請する必要はありません。

昨年末に騒がれました個人のマイナンバーと同様、設立の登記をした法人等にもマイナンバーが指定されます。正式名称は「法人番号」といいます。法人番号は、12桁の基礎番号及びその前に付された1桁の検査用数字の数字のみで構成される13桁の番号となります。

「法人番号」が指定される流れを、会社設立の場合でお伝えします。

まずは、法務局に設立登記を申請します。設立登記が完了しますと法務省より商業登記法に基づく「会社法人等番号」が指定されます。「会社法人等番号」は、法務省より国税庁に自動的に提供され、「会社法人等番号」を基礎番号とし、検査用数字を付して「法人番号」を指定します。

指定された「法人番号」は、会社の本店所在地に普通郵便により「法人番号指定通知書」として通知されます。国税庁に会社法人等番号の通知があつてから2～3日後に法人番号の指定がされるようなので、設立登記の完了と少々タイムラグが生じているようです。

指定通知書が届かないようでしたら、国税庁の「国税庁法人番号公表サイト」で検索した方が早く「法人番号」を知ることが出来ますので活用してみてください。

個人のマイナンバーと違い、法人番号は利用範囲の規定がなく、民間企業の幅広い分野での活用が期待されています。上手に活用したいものですね！

～国税庁法人番号公表サイトアドレス～

www.houjin-bangou.nta.go.jp/



4. THE法務局調査

～当方法務局調査員が、珍しい謄本や地名、各法務局のこぼれ話をご紹介します～

担当：小田 美早

法務局で自分の家の謄本を取得しようとしたら、「地番を特定してください。」と言われたことはありませんか？普段使用している番号(住所)では取得できないのでしょうか？

地番とは土地の一筆ごとにつけられた番号、住居表示は建物を町名・街区符号・住居番号で表記した番号です。

従来、地番が使われていましたが、日本の市街化が進みその土地がどこにあるのかを地番で特定することが困難となり、使用されなくなりました。

(例：〇〇市▲▲町××番地→〇〇市▲▲町××番□□号)

住居表示を実施していない地区は、従来通り住所に地番を使用しています。

地番は主に登記情報の取得や税金など公的に使う土地を表し、住居表示は郵送物などを配達する宛先を表しています。

地番が分からない時は、法務局の窓口へ尋ねてみてください。



～名古屋にある難読地名クイズ～

① 浅間町 ② 鳴海町通曲 ③ 真畔町

次回もお楽しみにっ(๑ω๑)っ

5. アプローチ女子会

～当方事務・会計職員のアプローチ3人娘が、とにかく好きに書きます～

担当：西田 咲

こんにちは！今回も女子会の模様をお伝えします☆

3月上旬、初の試みでカラオケルームのある居酒屋さんに行ってきました♪
Mさんに教えてもらうまで、そんな居酒屋さんがあることすら知らなかった私・・・笑
某チェーン店なのですが、お部屋に入ってみるとしっかりしたカラオケがΣ(°д°)!

みんなで思い思いに歌い、飲んで、食べて、
にぎやかな時間を過ごすことができました、(^◇^*)/
特にシャウトな歌声を発揮してくれるOさんは、
一見の価値ありです!!!笑

全員参加は叶いませんでしたが、いつもより
たくさんメンバーが集まってよかったです。

みなさんもぜひ一度お試しくださいね(*^▽^*)V

次回の女子会コーナーもお楽しみに♡



6. アプローチからのお知らせ

- **H28.1.20「事業承継と相続セミナー」で代表 安立 裕司が講師をしました。**
「超」池田総合特許法律事務所・大野公認会計士事務所と共催で、第一部「事業承継について考えなくてはならない法律と税務」第二部「事業承継の実例から学ぶ」との内容で、法務・税務・労務等色々なものをトータルに考えなければならない事業承継を、なるべく分かりやすく実例を交えながら、講師をさせていただきました。
いつも以上に参加希望者も多く、次回も事業承継をテーマに開催予定です！
- **H28. 2.12「第28回アプローチセミナー」を開催いたしました。**
今回は、東名行政書士法人の吉川寿一先生をお招きし、
『超高齢社会～高齢者にまつわる問題のあれこれ～』をテーマにご講義して頂きました。
実例を用いて分かりやすくお話頂き、高齢者問題に精通した吉川先生ならではのといった感じで、大変盛況でした！吉川先生、ありがとうございました。
次回は、5月13日（金）開催予定です。
- **H28.2.13「アプローチセミナー【番外編】」を開催いたしました。**
「超」民事信託をテーマに、当事務所の田中真由美 司法書士が講師をさせていただきました。
6名限定で募集したところ、即日定員に達し、皆様の民事信託への関心の高さに驚かされました！また、ご希望があれば開催予定です、お気軽にお声がけ下さい。
- **H28.2.18「静岡県保険医協会」でお医者様及びそのご家族を対象に講師をしました。**
「超」『民事信託の活用～相続・事業承継・認知症～』というテーマで、グランディール・ブレイにて、当事務所の田中真由美 司法書士が講師をさせていただきました。
金融機関等多方面からの参加者も含め、50名程の方々が参加されており、皆さん熱心に聞き入っておりました！

～ お気軽にご相談下さい(0120-512-432) ～

無料 相続・遺言 相談会実施中

7. アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士10名が在籍しており、年間1000件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様にお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていかうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講師内容については、ご要望に沿えるように致します。休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

- 【例】
1. 新発見?! 謄本の見方・使い方
 2. 今さら聞けない登記手続きのキソの基礎
 3. 相続勉強会(初級・中級・上級 編)
 4. 最大限あなたの希望を叶える! 遺言の作り方
 5. "株式会社"だけじゃない! 会社設立のツボ教えます。
 6. 失敗事例から学ぶ事業承継
 7. これで安心。終活セミナー～任意後見契約・死後事務委任契約・リビングウィル・遺言～ 等



8. アプローチメンバーズクラブ(AMC)のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ(AMC)」を発足いたしました。

皆様に少しでも安心をご提供できるように、当事務所を身近にご利用頂けるよう入会特典をつけさせて頂いております。この機会にご入会下さい。

入会10大特典 **入会金10,800円 ※ 退会自由。年会費等は一切かかりません。**

無料特典	1 特製ブック等プレゼント(非売品)	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。「相続ブック」「エンディングブック」「卓上カレンダー」など、今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。
	2 相談権	年2回まで相談無料。3回目から有料(1時間5,400円)となります。
	3 お役立ち情報提供	セミナー開催のお知らせ、アプローチレターの提供(発行時)その他お役立ち情報
	4 セミナー参加権	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。無料セミナーも当然お知らせいたします。外部セミナーにもご招待します。
	5 各種専門家紹介	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家(弁護士・税理士・不動産仲介等)をご紹介いたします。
	6 紹介割引	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせていただきます。 ・初回相談無料 ・個別業務10%Off
割引特典	7 個別業務割引	今後、当事務所に業務をご依頼される際は、当事務所規定の報酬の20%Off
	8 財産管理表の作成	通常料金54,000円～を50%Off
	9 顧問契約割引	当事務所又は当事務所提携弁護士事務所との顧問契約料を20%Off
	10 相続税シミュレーション	当事務所提携税理士事務所による相続税シミュレーション料を20%Off

〒460-0003名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel (052) 228-0713 Fax (052) 228-0714

<http://www.approach.gr.jp>

✉ soudan@approach.gr.jp

アプローチは土日もやっています! お気軽にお問合せ下さい。

